全 植 収 出 土づく 苗 計 調 初 中 後 般 づ 付 穫 荷 製 画 期 期 期 < け IJ

技術・ノウハウ(知財)の保護・活用

規範項目 2

共通

必須・重要・推奨



農業者自ら開発した技術・ノウハウ(知的財産)の 保護・活用

農業分野における知的財産を適切に保護し、活用していくためには、農業者自ら開発した技術やノウハウなどを、知的財産として認識し、適切に取扱うことが重要です。

取組事項

- 自ら開発した技術・ノウハウが知的財産であることを認識し、その内容を 文書化する。
- 知的財産を保護・活用するために、適切な手段(権利化、秘匿、公開)を 選択する。

農業の現場における技術やノウハウを知的財産として保護・活用するための手段としては、「権利化」、「秘匿」、「公開」などがあります。

また、知的財産としての活用を促進するためには、技術等の有効性や経済的価値を他者に示す必要があり、そのためには、技術等の内容を「文書化」することが重要です。

【技術等を知的財産として保護・活用していくための手段】

- (1) 権利化する:特許権又は実用新案権を取得する。
- (2) 秘匿する: 開発者個人又は限られた地域・グループで利用すべく管理する。
- (3) 公開する:学会で発表する、刊行物へ掲載する、他者に教える。

なお、どの手段を選択するにしても、それを決定していない時点においては、その技術等の内容を他者に知られないようにしておくことがであり、たとえ口頭であっても他者に技術等の内容を教えない、圃場において他者が容易に技術等を確認できるような状況を作ったりしないなど、注意が必要です。

また、農業の分野では、特許権や実用新案権以外にも、生産から販売までのそれぞれの段階で、 育成者権や意匠権、商標権といった「知的財産権」が関係してきます。さらに、権利を取得でき る新規性はないものの、地域で受け継がれてきた農業技術など、重要な「権利ではない」知的財 産も存在します。

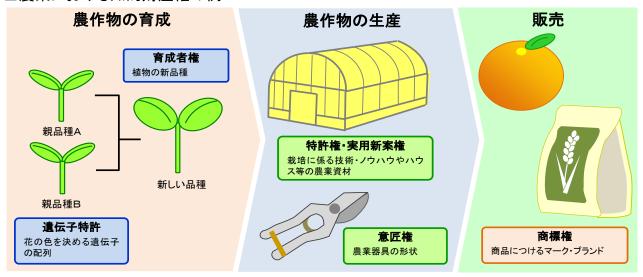
【技術等の「文書化」のポイント】

技術等の「文書化」にあたっては、以下のような点を整理する必要があります。

- (1) 技術等が解決しようとする課題は何か。
- (2) 技術等の原理、基本的な仕組み(装置図などの図面)
- (3) 技術等の具体的方法、手順(必要な資材や機械)
- (4) 技術等の効果を裏付けるデータ

特に、他者に技術等の有効性を認識させるためには、技術等の効果を裏付けるデータを収集しておくことが極めて重要です。

■農業における知的財産権の例



(農林水産省資料より作成)

■知的財産権以外の重要な知的財産(例)

- 〇古くからある農業技術
- 〇和牛等の動物の遺伝資源
- 〇食文化 · 伝統文化

- 〇古くからある植物品種(コシヒカリ、ふじ等)
- 〇ブランド(地域ブランド、農産品ブランド)
- 〇人々の手によってつくられた農山村景観

(農林水産省資料より作成)

【特許権・実用新案権の基本的な知識】

- 特許権・実用新案権を取得するには、新たに開発した技術が法律に定められた要件を満たしている必要がある。農業分野で特許の保護の対象となるのは、植物の育種、交配、栽培等の方法、新種の微生物やその利用方法、農業機械や農具、肥料、農薬などがある。また、食品の調理方法・装置、保存方法なども保護対象となる。
- 特許権・実用新案権を取得・維持していくためには、国に納付する手数料が必要となる。 また、手続を弁理士に委任する場合には、その費用も発生する。
- 特許権は、出願、公開、審査、査定、登録といった手続を経て、取得することができる。 出願から登録の間に、技術の再評価を行い、特許を取得しないことも選択することがで きる。
- 実用新案権は、出願時に出願手数料と登録料を支払い、形式審査をパスすれば取得することができる。ただし、権利侵害に対して警告を行う等権利を主張する場合には、特許庁から実用新案技術評価書を取得することが必要となる。

農林水産省「農業の現場における知的財産取扱指針」より抜粋

【根拠法令等】

○ 農業の現場における知的財産取扱指針 (平成19年度農林水産省公表)